附則第五条の二第四項を次のように改める。

4　機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第四条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額により資本金を増加するものとする。

附則第五条の二第五項中「及び第二項に規定する」を「に規定する業務及びこれに附帯する」に、「並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあっせん業務」を「、第二項第一号に定める業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「年金担保債権管理回収業務」という。）並びに同項第二号に定める業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「労災年金担保債権管理回収業務」に、「及び「承継教育資金貸付けあっせん勘定」を「「年金担保債権管理回収勘定」及び「労災年金担保債権管理回収勘定」に改め、同条第十八項中「及び承継教育資金貸付けあっせん業務」を「、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務」に、「第三十三条第二号」を「第三十二条第二号」に、「第十二条第一項第十二号に掲げる」を「第十二条第一項に規定する」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあっせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

22　第二項第一号及び第三項の規定により機構が年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第六項第一号へ中「第十六条第二項」とあるのは、「第十六条第二項及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

23　第二項第二号及び第三項の規定により機構が労災年金担保債権管理回収業務を行う場合には、令和二年改正法附則第八十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九条第一項第一号ホ中「第十四条第三項及び」とあるのは「第十四条第三項、」と、「の規定」とあるのは「及び独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項の規定」とする。

24　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第一項に規定する業務及び第二項各号に定める業務を行う場合について準用する。

附則第五条の二第十六項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあっせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあっせん業務」を削り、「第六項又は第七項」を「、第八項又は第九項」に、「納付金は」を「納付金は、」に改め、「し、同条第六項第一号ヘ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と「」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、「及び承継教育資金貸付けあっせん業務」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「及び承継教育資金貸付けあっせん業務」を「、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務」に改め、同項の表第五条第二項の項を削り、同表第十四条第一項の項中「規定する業務」の下に「及び同条第二項各号に定める業務」を加え、同項の次に次のように加える。

第十四条第二項	
金融機関	金融機関その他政令で定める法人
前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

附則第五条の二第十三項の表第十四条第三項の項を次のように改める。

第十四条第三項	
第一項	第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
金融機関	金融機関その他政令で定める法人

附則第五条の二第十三項の表第十六条第一項の項中「第十二条第一項」を「業務」に、「附則第五条の二第三項」を「附則第五条の二第二項各号に定める業務」に改め、同表第十六条第二項の項を次のように改める。

第十六条第二項	
勘定	勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定
前項	前項（同条第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
同項	前項

附則第五条の二第十三項の表第十六条第二項の項の次に次のように加える。

第十六条第四項	前三項	前三項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する第一項及び第二項の規定を適用する場合を含む。）
第十七条第一項	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務
第十七条第二項及び第三項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条第六項	前各項	前各項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する第一項から第三項までの規定を適用する場合を含む。）
第二十条	業務	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務
第二十一条第一項	前二条	前二条（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する前条の規定を適用する場合を含む。）
第二十一条第二項	前項	前項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十四条第一項	第十四条第一項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	金融機関	金融機関その他政令で定める法人
	同条第二項及び第三項	第十四条第二項及び第三項（附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）